

県土整備部土木請負工事成績評定の実施要領

（目 的）

第1条 この要領は、県土整備部所管の土木請負工事の成績評定（以下「評定」という。）に必要な事項を定め、厳正かつ的確な評定の実施を図り、もって請負業者の適正な選定及び指導育成に資することを目的とする。

（評定の対象）

第2条 評定は、原則として1件の最終請負金額が250万円以上の請負工事について行うものとする。ただし、総価契約単価取決方式による工事、点検・清掃・除草等の作業、並びに災害に伴う緊急工事及び応急工事については、評定の対象外とする。また、電気、ガス、水道又は電話の引込工事等で契約担当者が評定の必要がないと認めたものについては、評定を省略することができる。

（評定者）

第3条 工事成績の評定者（以下「評定者」という。）は、「兵庫県工事検査規程」（昭和53年4月1日訓令第7号）第6条及び「土木工事検査取扱要領」（平成9年3月31日付け土（建）第1006号）第3条に定める検査員、並びに「県土整備部土木請負工事監督要領」（平成13年7月1日付け土課第1132号）第2条に定める総括監督員及び主任監督員とする。

2 （公財）兵庫県まちづくり技術センターに工事監理業務等を委託した工事については、その工事現場を担当した現場技術員を前項の主任監督員とする。

（評定の方法）

第4条 評定は、工事ごとに独立して行うものとする。

2 評定は、監督又は検査により確認した事項に基づき、評定者ごとに独立して的確かつ公正に行うものとする。

3 評定は、工事の完成検査、又は一部完成検査のとき、それぞれ行うものとする。なお、完成検査の評定にあたっては、一部完成検査で行った評定を勘案した総合評定で行うものとする。

4 評定は、別記様式第1「土木工事成績採点表」（以下「採点表」という。）により行うものとする。

5 細目別評定点は、別記様式第2「細目別評定点採点表」により算出するものとする。

6 評定結果は、別記様式第3「土木工事成績評定表」に記録するものとする。

（評定結果の提出）

第5条 評定者は、評定を行ったときは、採点表を契約担当者に提出するものとする。

（評定結果の通知）

第6条 契約担当者は、前条により評定者から採点表の提出があったときは、一部完成検査の採点表を除き、当該工事の受注者に対して、別途定める「県土整備部土木請負工事成績評定の通知及び公表要領」（平成22年4月1日付け技企第1353号。以下「通知公表要領」という。）により、評定結果を通知するものとする。

(評定の修正)

第 7 条 評定者は、第 5 条により採点表を契約担当者に提出した後、当該評定を修正する必要があると認められる場合は、修正しなければならない。

2 評定者は、前項により評定の修正を行ったときは、修正した採点表を契約担当者に提出するものとする。

3 契約担当者は、前項により評定者から修正した採点表の提出があったときは、当該工事の受注者に対して、通知公表要領に定めるところにより、修正結果を通知するものとする。

(説明請求等)

第 8 条 第 6 条又は前条第 3 項の通知を受けた者は、通知の日から起算して 21 日 (「休日」を含む。) 以内に、書面により、通知を行った契約担当者に対して評定の内容について説明を求めることができる。

2 契約担当者は、前項による説明を求められたときは、通知公表要領に定めるところにより、回答するものとする。

(評定結果等の公表)

第 9 条 契約担当者は、第 6 条又は第 7 条第 3 項の通知をしたときは、通知公表要領に定めるところにより、評定結果又は修正結果を公表するものとする。

2 契約担当者は、前条第 2 項の回答をしたときは、通知公表要領に定めるところにより、通知を受けた者が評定の内容について説明を求めた書面及び契約担当者が回答した書面を公表するものとする。

附 則

この要領は、平成 15 年 6 月 1 日から適用する。

附 則

この要領は、平成 15 年 12 月 1 日から適用する。

附 則

この要領は、平成 21 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この要領は、平成 22 年 5 月 1 日から適用する。

附 則

この要領は、平成 24 年 11 月 1 日から適用する。

附 則

この要領は、平成 25 年 11 月 1 日から適用する。

附 則

この要領は、平成 27 年 2 月 1 日から適用する。

土木工事成績採点表

平成 年 月 日 検査

県民局 事務所 課・室

平成 年度	工事番号	事業名					工事名					請負金額									
	号											円									
河川・路線・港湾・地区名等:							施工場所: 市・郡 町														
工 種 :		工 期 : 平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日					完成年月日: 平成 年 月 日														
受注者名 :		現 場 代 理 人					監理技術者 または 主任技術者					監理技術者資格者証番号									
考査項目		主任監督員					総括監督員					検 査 員									
		補職名					補職名					補職名									
		氏 名 印					氏 名 印					氏 名 印									
項目	細別	a	b	c	d	e	a	b	c	d	e	a	a'	b	b'	c	d	e			
1. 施工体制	. 施工体制一般	+1.0	+0.5	0	-5.0	-10.0															
	. 配置技術者	+3.0	+1.5	0	-5.0	-10.0															
2. 施工状況	. 施工管理	+4.0	+2.0	0	-5.0	-10.0						+5.0		+2.5		0	-7.5	-15.0			
	. 工程管理	+4.0	+2.0	0	-5.0	-10.0	+6.0	+3.0	0	-7.5	-15.0										
	. 安全対策	+5.0	+2.5	0	-5.0	-10.0	+6.0	+3.0	0	-7.5	-15.0										
	. 対外関係	+2.0	+1.0	0	-2.5	-5.0															
	. 出来形	+4.0	+2.0	0	-2.5	-5.0						+10.0	+7.5	+5.0	+2.5	0	-10.0	-20.0			
3. 出来形 及び 出来ばえ	. 品質	+5.0	+2.5	0	-2.5	-5.0						+15.0	+12.0	+7.5	+4.0	0	-12.5	-25.0			
	. 出来ばえ											+5.0		+2.5		0	-5.0				
4. 工事特性	. 施工条件等への対応 2						(20)	+	0												
5. 創意工夫	. 創意工夫 3		(7)	+	0																
6. 社会性等	. 地域への貢献等						(3)	+	0												
加減点合計 (1+2+3+4+5+6)		+ - 点					+ - 点					+ - 点									
評定点 (65 ± 加減点合計) 4		点					点					点									
評定点		= × 0.4 点					= × 0.2 点					= × 0.4 点									
評定点計		= + + 点																			
7. 法令遵守等 5							- 点														
評定点合計 6		= - 点																			
8. 総合評価 技術提案	技術提案履行確認 7						履 行 不 履 行 対象外														
所 見 8																					

1 考査項目毎の採点は、主任監督員は別紙1 - 1 ~ 別紙1 - 8、総括監督員は別紙2 - 1 ~ 別紙2 - 4、検査員は別紙3 - 1 ~ 別紙3 - 33によるものとし、主任監督員、総括監督員、検査員の順に記載する。

2 工事特性は、当該工事特有の難度の高い条件(構造物の特殊性、特殊な技術、都市部等の作業環境・社会条件、厳しい自然・地盤条件、長期工事における安全確保等)に対して適切に対応したことを評価する項目とする。
評価は、加点評価のみとし、主任監督員からの報告を受けて総括監督員が行う。

3 創意工夫は、企業の工夫やノウハウにより特筆すべき評価内容があった場合に評価する項目とする。
評価は、加点評価のみとし、主任監督員が行う。

4 評定点 = 65点 ± 加減点合計(1~6の評定)
評定点(~)、評定点計()は、小数第1位まで記入する。

5 法令遵守等の評価は、減点評価のみとし、総括監督員が行う。

6 評定点合計 = 評定点計 - 法令遵守等

7 評定点合計は、四捨五入により整数とする。

8 総合評価技術提案は、技術提案の履行が確認できない場合は、「不履行」を選択する。
所見は必ず記入する。

細目別評定点採点表

項目	細別	主任監督員	総括監督員	検査員	細目別評定点	得点割合
1. 施工体制	. 施工体制一般	() × 0.4+2.9= 2.9 点			2.9	4.5%
					3.3 点	
	. 配置技術者	() × 0.4+2.9= 2.9 点			2.9	4.5%
					4.1 点	
2. 施工状況	. 施工管理	() × 0.4+2.9= 2.9 点		() × 0.4+6.5= 6.5 点	9.4	14.5%
					13.0 点	
	. 工程管理	() × 0.4+2.9= 2.9 点	() × 0.2+3.2= 3.2 点		6.1	9.4%
					8.9 点	
	. 安全対策	() × 0.4+2.9= 2.9 点	() × 0.2+3.3= 3.3 点		6.2	9.5%
					9.4 点	
	. 対外関係	() × 0.4+2.9= 2.9 点			2.9	4.5%
					3.7 点	
3. 出来形及び出来ばえ	. 出来形	() × 0.4+2.8= 2.8 点		() × 0.4+6.5= 6.5 点	9.3	14.3%
					14.9 点	
	. 品質	() × 0.4+2.9= 2.9 点		() × 0.4+6.5= 6.5 点	9.4	14.5%
	. 出来ばえ			() × 0.4+6.5= 6.5 点	17.4 点	10.0%
					8.5 点	
4. 工事特性	. 施工条件等への対応		() × 0.2+3.3= 3.3 点		3.3	5.1%
					7.3 点	
5. 創意工夫	. 創意工夫	() × 0.4+2.9= 2.9 点			2.9	4.5%
					5.7 点	
6. 社会性等	. 地域への貢献等		() × 0.2+3.2= 3.2 点		3.2	4.9%
					3.8 点	
7. 法令遵守等			() × 1.0= 0 点		0.0	
評定点合計					65.0	
					100 点	
8. 総合評価 技術提案	技術提案履行確認		履行 不履行 対象外			

(+ +) = 細目別評定点

得点割合は、細目評定点の合計に対する得点の割合を百分率で示す。

総合評価技術提案は、技術提案の履行が確認できない場合は、「不履行」を選択する。

土木工事成績評定表

施 工 年 度	平成 年度	工 事 番 号	第 号	
工 事 名				
工 事 場 所				
受 注 者 名				
最終契約金額				
工 期	平成 年 月 日	～	平成 年 月 日	
完 成 年 月 日	平成 年 月 日	検 査 年 月 日	平成 年 月 日	
現 場 代 理 人 氏 名				
監 理 ・ 主 任 技 術 者 氏 名				
考 査 項 目	細 別	評 定 点 / 満 点 (修正された場合は修正前を () 書き)		
1. 施 工 体 制	． 施工体制一般	/ 3.3 点		
	． 配置技術者	/ 4.1 点		
2. 施 工 状 況	． 施工管理	/ 13.0 点		
	． 工程管理	/ 8.9 点		
	． 安全対策	/ 9.4 点		
	． 対外関係	/ 3.7 点		
3. 出来形及び出来ばえ	． 出来形	/ 14.9 点		
	． 品質	/ 17.4 点		
	． 出来ばえ	/ 8.5 点		
4. 工事特性 (加点のみ)	． 施工条件等への対応	/ 7.3 点		
5. 創意工夫 (加点のみ)	． 創意工夫	/ 5.7 点		
6. 社会性等 (加点のみ)	． 地域への貢献等	/ 3.8 点		
7. 法令遵守等 (減点のみ)		点		
評 定 点 合 計		/ 100 点		
8. 総合評価技術提案	技術提案履行確認	履 行 不 履 行 対 象 外		

考査項目別運用表

(主 任 監 督 員)					
考 査 項 目	細 別	a	b	c	e
1．施工体制	．施工体制一般	適切である	ほぼ適切である	他の評価に該当しない	やや不適切である
		●評価対象項目 ○ × 対象外 ☐ ☐ ☐ 「施工プロセス」のチェックリストのうち、施工体制一般について指示事項が無い。 ☐ ☐ ☐ 工事実績データ（コリンズ）の登録（受注時・変更時・完成時）は、監督員の確認を受けた上で契約後等の10日以内に行われている。 ☐ ☐ ☐ 作業分担の範囲を、施工体制台帳及び施工体系図に明確に記載し、現場と一致している。 ☐ ☐ ☐ 建設業退職金共済制度の主旨を作業員等に説明するとともに、証紙の購入が適切に行われ、配布が受払い簿等により適切に行われている。			

☐

☐

☐

緊急指示、災害、事故等が発生した場合の対応が速やかである。

☐

☐

☐

現場に対する本店や支店による支援体制を整えている。

☐

☐

☐

工場製作を含む工事について、工場製作期間における技術者を適切に配置している。

☐

☐

☐

機械設備、電気設備等について、製作工場における社内検査体制（規格値の設定や確認方法等）を整えている。

☐

☐

☐

理由：

当該「評価対象項目」のうち、対象としない項目は削除する。

削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。

評価値（ % ）＝該当項目数（ ）／評価対象項目数（ ）

なお、削除後の評価対象項目数が2項目以下の場合はc評価とする。

考査項目別運用表

(主 任 監 督 員)					
考 査 項 目	細 別	a	b	c	e
2 . 施工状況	. 施工管理	適切である	ほぼ適切である	他の評価に該当しない	やや不適切である
		●評価対象項目 ○ × 対象外 ☐ ☐ ☐ 「施工プロセス」のチェックリストのうち、施工管理について指示事項が無い。 ☐ ☐ ☐ 契約書第 18 条第 1 項第 1 号～ 5 号に基づく設計図書の照査を行い、監督員の確認を受けている。 ☐ ☐ ☐ 施工計画書を、工事着手前に提出している。 ☐ ☐ ☐ 施工計画書が、設計図書及び現場条件を反映したものとなっている。			

☐

☐

☐

施工計画書が、技術提案の内容を反映したものとなっている。

☐

☐

☐

施工計画書の内容と現場の施工方法・施工内容が一致している。

☐

☐

☐

設計図書と現場との相違があった場合は、監督職員と協議するなどの必要な対応を行っている。

☐

☐

☐

工事材料の品質に影響が無いよう保管している。

☐

☐

☐

日常の出来形管理を、設計図書及び施工計画書に基づき適時及び的確に行っている。

☐

☐

☐

日常の品質管理を、設計図書及び施工計画書に基づき適時及び的確に行っている。

☐

☐

☐

現場内の整理整頓を日常的に行っている。

☐

☐

☐

材料の品質証明書及び写真等を整理している。

☐

☐

☐

工事打合せ簿を、不足無く整理している。

☐

☐

☐

建設副産物の再利用等への取り組みを適切に行っている。

☐

☐

☐

工事全般において、低騒音型、低振動型、排出ガス対策型の建設機械及び車両を使用している。

☐

☐

☐

施設台帳等を整理している。

☐

☐

☐

その他

理由：

●判断基準

評価値が90%以上

・・・

a

評価値が80%以上90%未満

・・・

b

評価値が80%未満

・・・

c

当該「評価対象項目」のうち、対象としない項目は削除する。

削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。

評価値 (%) = 該当項目数 () / 評価対象項目数 ()

なお、削除後の評価対象項目数が 2 項目以下の場合は c 評価とする。

考査項目別運用表

(主 任 監 督 員)					
考 査 項 目	細 別	a	b	c	e
	. 安全対策	適切である	ほぼ適切である	他の評価に該当しない	やや不適切である
		● 評価対象項目 ○ × 対象外 ☐ ☐ ☐ 「施工プロセス」のチェックリストのうち、安全対策について指示事項が無い。 ☐ ☐ ☐ 災害防止協議会等を 1 回 / 月以上行っている。 ☐ ☐ ☐ 安全教育及び安全訓練等を半日 / 月以上実施している。 ☐ ☐ ☐ 新規入場者教育の内容に、当該工事の現場特性を反映している。 ☐ ☐ ☐ 工事期間を通じて、労働災害及び公衆災害が発生しなかった。 ☐ ☐ ☐ 過積載防止に取り組んでいる。 ☐ ☐ ☐ 仮設工の点検及び管理を、チェックリスト等を用いて実施している。 ☐ ☐ ☐ 保安施設の設置及び管理を、各種基準及び関係者間の協議に基づき実施している。 ☐ ☐ ☐ 地下埋設物及び架空線等に関する事故防止対策に取り組んでいる。 ☐ ☐ ☐ その他 理由 :			

● 判断基準

評価値が90%以上 a

評価値が80%以上90%未満 b

評価値が80%未満 c

当該「評価対象項目」のうち、対象としない項目は削除する。

削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。

評価値 (%) = 該当項目数 () / 評価対象項目数 ()

なお、削除後の評価対象項目数が 2 項目以下の場合は c 評価とする。

考査項目別運用表

(主 任 監 督 員)						
考 査 項 目	工 種	a	b	c	d	e
3 .出来形及び出来ばえ . 出来形	土 木 工 事	☐ 出来形の測定が、必要な測定項目について所定の測定基準に基づき行われており、測定値が規格値を満足し、そのばらつきが規格値の概ね 5 0 %以内である。	☐ 出来形の測定が、必要な測定項目について所定の測定基準に基づき行われており、測定値が規格値を満足し、そのばらつきが規格値の概ね 8 0 %以内である。	☐ 出来形の測定が、必要な測定項目について所定の測定基準に基づき行われており、測定値が規格値を満足し、 a、 b に該当しない。	☐ 出来形の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で改善指示を行った。	☐ 契約書第 1 7 条に基づき、監督職員が改造請求を行った
		ばらつきの判断は別紙 - 4 参照。 出来形の評定は、工事全般を通じて評定するものとする。 出来形とは、設計図書に示された工事的物の形状及び寸法をいう。 出来形管理とは、「土木工事施工管理基準」の測定項目、測定基準及び規格値に基づき所定の出来形を確保する管理体系であるが、当該管理基準によりがたい場合等については、監督職員と協議の上で出来形管理を行うものである。 出来形管理に係る打点数等を有する工事は、ばらつき判断を行う。 測定結果の打点数等が 10 点未満の場合、「概ね 50%以内」を「50%以内」に、「概ね 80%以内」を「80%以内」に読み替える。				
	機械設備工事	a	b	c	d	e
		適切である	ほぼ適切である	他の評価に該当しない	☐ 出来形の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で改善指示を行った。	☐ 契約書第 1 7 条に基づき、監督職員が改造請求を行った。
		●評価対象項目 ○ × 対象外 ☐ ☐ ☐ 据付に関する出来形管理が容易に把握できるよう、出来形管理図などを工夫している。 ☐ ☐ ☐ 設備全般にわたり、形状及び寸法の実測値が許容範囲内である。 ☐ ☐				

考査項目別運用表

(主 任 監 督 員)					
考 査 項 目	工 種	a	b	c	d
3 . 出来形及び出来ばえ . 出来形	電気設備工事 通 信 設 備 工 事 ・ 受 変 電 設 備 工 事	適切である	ほぼ適切である	他の評価に該当しない	☐ 出 来 形 の 測 定 方 法 又 は 測 定 値 が不適切であったため、監督職員 が文書で改善指示を行った。
		●評価対象項目 ○ × 対象外 ☐ ☐ ☐ 据付に関する出来形管理が容易に把握できるよう、出来形管理図及び出来形管理表を工夫している。 ☐ ☐ ☐ 機器等の測定（試験）結果が、その都度管理図表などに記録され、適切に管理している。 ☐ ☐ ☐ 不可視部分の出来形を写真撮影している。 ☐ ☐ ☐ 設計図書に定められていない出来形管理項目について、監督職員と協議の上で管理している。 ☐ ☐ ☐ 設備全般にわたり、形状及び寸法の実測値が許容範囲内である。 ☐ ☐ ☐ 設備の据付及び固定方法が設計図書又は承諾図書通り施工している。 ☐ ☐ ☐ 配管及び配線が、設計図書又は承諾図書通りに敷設している。 ☐ ☐ ☐ 測定機器のキャリブレーションを、定期的の実施している。 ☐ ☐ ☐ 行先などを表示した名札がケーブルなどに分かり易く堅固に取り付けている。 ☐ ☐ ☐ 配管及び配線の支持間隔や絶縁抵抗等について、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。 ☐ ☐ ☐ 社内の管理基準に基づき管理している。 ☐ ☐ ☐ その他 理由： ●判断基準 評価値が90%以上 a 評価値が80%以上90%未満 b 評価値が80%未満 c 当該「評価対象項目」のうち、対象としない項目は削除する。 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。 評価値 (%) = 該当項目数 () / 評価対象項目数 () なお、削除後の評価対象項目数が 2 項目以下の場合は c 評価とする。			

考査項目別運用表

(主 任 監 督 員)						
考 査 項 目	工 種	a	b	c	d	
3 . 出来形及び出来ばえ . 品質	土 木 工 事	☐ 品質の測定が、必要な測定項目について所定の測定基準に基づき行われており、測定値が規格値を満足し、そのばらつきが規格値の概ね 5 0 % 以内である。	☐ 品質の測定が、必要な測定項目について所定の測定基準に基づき行われており、測定値が規格値を満足し、そのばらつきが規格値の概ね 8 0 % 以内である。	☐ 品質の測定が、必要な測定項目について所定の測定基準に基づき行われており、測定値が規格値を満足し、 a、 b に該当しない。	☐ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で改善指示を行った。	
		ばらつきの判断は別紙 - 4 参照。 品質の評定は、工事全般を通じて評定するものとする。 品質とは、設計図書に示された工事目的物の規格である。 品質管理とは、「土木工事施工管理基準」の試験項目、試験基準及び規格値に基づく全ての段階における品質確保のための管理体系である。なお、当該管理基準によりがたい場合等については、監督職員と協議の上で品質管理を行うものである。 試験結果の打点数等が 10 点以上の場合、管理図・ヒストグラム等がなければ、ばらつき判断不可能とし「 c 」評価とする。 試験結果の打点数等が 10 点未満の場合、下表により評価する。 品質管理項目を設定していない工事は「 c 」評価とする 表：打点数等が 10 点未満の場合 <table> <tr> <th>a</th><th>b</th><th>c</th></tr> <tr> <td>評価値が 90% 以上</td><td>評価値が 80% 以上 90% 未満</td><td>評価値が 80% 未満</td></tr> </table> ● 評価対象項目 ○ × 対象外 【品質管理の計画】 ☐ ☐ ☐ 当該工事に必要な「品質管理基準及び規格値」が施工計画書に記載されている。 【品質管理の実施】 ☐ ☐ ☐ 「施工プロセス」のチェックリストのうち、品質管理について指示事項がない。 ☐ ☐ ☐ 使用材料の品質証明書に不足がない。 ☐ ☐ ☐ 品質管理表に不足がない。 ☐ ☐ ☐ 品質管理写真に不足がない。 【品質の良さ】(該当する全ての評価対象項目を該当項目とする) ☐ ☐ ☐ 主たる工種における品質管理項目の全ての測定値が規格値を満足している。 ☐ ☐ ☐ 主たる工種における品質管理項目の全ての測定値が規格値の 8	a	b	c	評価値が 90% 以上
a	b	c				
評価値が 90% 以上	評価値が 80% 以上 90% 未満	評価値が 80% 未満				

考査項目別運用表

(主 任 監 督 員)							
考 査 項 目	工 種	a	b	c	d		
3 . 出来形及び出来ばえ	機械設備工事	適切である	ほぼ適切である	他の評価に該当しない	品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で改善指示を行った。		
品質		●評価対象項目 ○ × 対象外 □ □ □ 材料、部品の品質照合の書類（現物照合）の内容が設計図書の仕様を満足している。 □ □ □ 設備の機能及び性能を、承諾図書のとおり確保している。 □ □ □ 設計図書の仕様を踏まえた詳細設計を行い、承諾図書として提出している。 □ □ □ 機器の品質、機能及び性能が設計図書を満足して、成績書にまとめられている。 □ □ □ 溶接管理基準の品質管理項目について規格値を満足している。 □ □ □ 塗装管理基準の品質管理項目について規格値を満足している。 □ □ □ 操作制御設備について、操作スイッチや表示灯を承諾図書のとおり配置し、操作性にすぐれている。 □ □ □ 操作制御設備の安全装置及び保護装置が承諾図書のとおり機能している。 □ □ □ 小配管、電気配線・配管が、承諾図書のとおり敷設している。 □ □ □ 設備の取扱説明書を工夫している。 □ □ □ 完成図書（取扱説明書）に定期的な点検及び交換を必要とする部品並びに箇所を明示している。 □ □ □ 機器の配置が点検しやすいよう工夫している。 □ □ □ 設備の構造や機器の配置が、部品等の交換作業を容易にできるよう工夫している。 □ □ □ 二次コンクリートの配合試験及び試験練りが実施され、試験成績表にまとめられている。 □ □ □ バルブ類の平時の状態を示すラベルなどが見やすい状態で表示している。 □ □ □ 計器類に運転時の適用範囲を見やすく表示している。 □ □ □ 回転部や高温部等の危険箇所に表示又は防護をしている。 □ □ □ 構造物の劣化状況をよく把握して、適切な対策を施していることが確認できる。 □ □ □ 現地状況を勘案し施工方法等について提案を行うなど、積極的に取り組んでいる。 □ □ □ その他 理由： ●判断基準 評価値が90%以上・・・・・・a 評価値が80%以上90%未満・・・・b 評価値が80%未満・・・・・・c					□ 契約書第17条に基づき、監督職員が改造請求を行った。

当該「評価対象項目」のうち、対象としない項目は削除する。
 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。
 評価値（ % ）＝該当項目数（ ）／評価

考査項目別運用表

(主 任 監 督 員)					
考 査 項 目	工 種	a	b	c	d
3 . 出来形及び出来ばえ . 品質	電気設備工事 通信設備工事・ 受変電設備工事	適切である	ほぼ適切である	他の評価に該当しない	☐ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため監督職員が文書で改善指示を行った。
		●評価対象項目 ○ × 対象外 ☐ ☐ ☐ 製作着手前に、品質や性能の確保に係る技術検討を実施している。 ☐ ☐ ☐ 材料、部品の品質照合の結果が、品質保証書等（現物照合を含む）で確認でき、設計図書の仕様を満足している。 ☐ ☐ ☐ 機器の品質、機能及び性能が、設計図書を満足し、成績書にまとめている。 ☐ ☐ ☐ 操作スイッチや表示灯が承諾図書のとおり配置され、操作性に優れている。 ☐ ☐ ☐			

ケーブル及び配管の接続などの作業が施工計画書に記載された手順に沿って行われ、不具合が無い。

☐☐☐

設備の機能及び性能が設計図書の仕様を満足している。

☐☐☐

操作制御関係の機能及び性能が、仕様を満足しているとともに、必要な安全装置及び保護装置の作動が確認できる。

☐☐☐

設備の総合性能が、設計図書の仕様を満足している。

☐☐☐

現場条件によって機器(製品)の機能及び性能が確認できない場合において、工場試験などで確認している。

☐☐☐

設備全体についての取扱説明書を工夫し作成（修繕（改造・更新含む）の場合は、修正又は更新）している。

☐☐☐

完成図書で定期的な点検や交換を要する部品及び箇所を明示している。

☐☐☐

設備の構造において、点検や消耗品の取替え作業が容易にできるよう工夫している。

☐☐☐

その他

理由：</

考查項目別運用表

(主任監督員)

考 査 項 目	細 別	工 夫 事 項	
5．創意工夫	．創意工夫	【施工】 ☐ 施工に伴う器具、工具、装置等に関する工夫又は設備据付後の試運転調整に関する工夫。 ☐ コンクリート二次製品などの代替材の利用に関する工夫。 ☐ 土工、地盤改良、橋梁架設、舗装、コンクリート打設等の施工に関する工夫。 ☐ 部材並びに機材等の運搬及び吊り方式などの施工方法に関する工夫。 ☐ 設備工事における加工や組立等又は電気工事における配線や配管等に関する工夫。 ☐ 給排水工事や衛生設備工事等における配管又はポンプ類の凍結防止、配管のつなぎ等に関する工夫。 ☐ 照明などの視界の確保に関する工夫。 ☐ 仮排水、仮道路、迂回路等の計画的な施工に関する工夫。 ☐ 運搬車両、施工機械等に関する工夫。 ☐ 支保工、型枠工、足場工、仮栈橋、覆工板、山留め等の仮設工に関する工夫。 ☐ 盛土の締固度、杭の施工高さ等の管理に関する工夫。 ☐ 施工計画書の作成、写真の管理等に関する工夫。 ☐ 出来形又は品質の計測、集計、管理図等に関する工夫。 ☐ 施工管理ソフト、土量管理システム等の活用に関する工夫。 ☐ I C T（情報通信技術）を活用した情報化施工を取り入れた工事。 本項目は2点の加点とする。 ☐ 特殊な工法や材料を用いた工事。 ☐ 優れた技術力又は能力として評価する技術を用いた工事。 【品質】 ☐ 土工、設備、電気の品質向上に関する工夫。 ☐ コンクリートの材料、打設、養生に関する工夫。 ☐ 鉄筋、P C ケーブル、コンクリート二次製品等の使用材料に関する工夫。 ☐ 配筋、溶接作業等に関する工夫。 【安全衛生】 ☐ 建設業労働災害防止協会が定める指針に基づく安全衛生教育を実施している。 本項目は2点の加点とする。 ☐ 安全を確保するための仮設備等に関する工夫。（落下物、墜落・転落、挟まれ、看板、立入禁止柵、手摺り、足場等） ☐ 安全教育、技術向上講習会、安全パトロール等に関する工夫。 ☐ 現場事務所、労務者宿舍等の空間及び設備等に関する工夫。 ☐ 有毒ガス並びに可燃ガスの処理及び粉塵防止並びに作業中の換気等に関する工夫。 ☐ 一般車両突入時の被害軽減方策又は一般交通の安全確保に関する工夫。 ☐ 厳しい作業環境の改善に関する工夫。	

考査項目別運用表

(総括監督員)

考査項目	細別	貢 献 事 項
6．社会性等	.地域への貢献等	☐ 現場事務所や作業現場の環境を周辺地域との景観に合わせるなど、積極的に周辺地域との調和を図った。 ☐ 定期的に広報紙の配布や現場見学会等を実施して、積極的に地域とのコミュニケーションを図った。 ☐ その他 理由： 1．特に評価すべき地域貢献事例を評価する。 2．評価は各項目において1つレ点が付されれば1点で評価し、最大3点の加点評価とする。 3．上記項目の他に評価に値する地域貢献等があれば、その他に具体的内容を記載して加点する。
	評 価	評 点：_____点

考査項目別運用表

(総括監督員)

考査項目	法令遵守等の該当項目一覧表																					
7. 法令遵守等	<table> <tr> <th>措置内容</th><th>点数</th></tr> <tr> <td>☐ 1. 指名停止3ヶ月以上</td><td>－ 20点</td></tr> <tr> <td>☐ 2. 指名停止2ヶ月以上3ヶ月未満</td><td>－ 15点</td></tr> <tr> <td>☐ 3. 指名停止1ヶ月以上2ヶ月未満</td><td>－ 13点</td></tr> <tr> <td>☐ 4. 指名停止2週間以上1ヶ月未満</td><td>－ 10点</td></tr> <tr> <td>☐ 5. 文書注意</td><td>－ 8点</td></tr> <tr> <td>☐ 6. 口頭注意</td><td>－ 5点</td></tr> <tr> <td>☐ 7. 工事関係者事故又は公衆災害が発生したが、当該事故に係る安全管理の措置の不適切な程度が軽微なため、口頭注意以上の処分が行われなかった場合</td><td>－ 3点</td></tr> <tr> <td>☐ 8. その他 理由： </td><td>－ 点</td></tr> <tr> <td>☐ 9. 項目該当なし</td><td></td></tr> </table>	措置内容	点数	☐ 1. 指名停止3ヶ月以上	－ 20点	☐ 2. 指名停止2ヶ月以上3ヶ月未満	－ 15点	☐ 3. 指名停止1ヶ月以上2ヶ月未満	－ 13点	☐ 4. 指名停止2週間以上1ヶ月未満	－ 10点	☐ 5. 文書注意	－ 8点	☐ 6. 口頭注意	－ 5点	☐ 7. 工事関係者事故又は公衆災害が発生したが、当該事故に係る安全管理の措置の不適切な程度が軽微なため、口頭注意以上の処分が行われなかった場合	－ 3点	☐ 8. その他 理由：	－ 点	☐ 9. 項目該当なし		
措置内容	点数																					
☐ 1. 指名停止3ヶ月以上	－ 20点																					
☐ 2. 指名停止2ヶ月以上3ヶ月未満	－ 15点																					
☐ 3. 指名停止1ヶ月以上2ヶ月未満	－ 13点																					
☐ 4. 指名停止2週間以上1ヶ月未満	－ 10点																					
☐ 5. 文書注意	－ 8点																					
☐ 6. 口頭注意	－ 5点																					
☐ 7. 工事関係者事故又は公衆災害が発生したが、当該事故に係る安全管理の措置の不適切な程度が軽微なため、口頭注意以上の処分が行われなかった場合	－ 3点																					
☐ 8. その他 理由：	－ 点																					
☐ 9. 項目該当なし																						
① 本考査項目（7. 法令遵守等）で評価する事例は、施工にあたって工事関係者が下記の適応事例で上表の措置があった場合に適用する。 ② 「施工」とは、請負契約書の記載内容（工事名、工期、施工場所等）を履行することに限定する。 ③ 「工事関係者」とは、当該工事現場に従事する現場代理人、監理技術者、主任技術者、請負会社の現場従事職員及び当該工事にあたって下請契約し、それを履行するために従事する者に限定する。 ④ 総合評価落札方式における技術提案が、受注者の責により履行されなかった場合は、8. その他の項目で減ずる措置を行う。 【上記で評価する場合の適応事例】 - 入札前に提出した調査資料などにおいて、虚偽の事実が判明した。 - 承諾なしに権利又は義務を第三者に譲渡又は承継した。 - 使用人に関する労働条件に問題があり送検された。 - 産業廃棄物処理法に違反する不法投棄、砂利採取法に違反する無許可採取等の関係法令に違反する事実が判明した。 - 当該工事関係者が贈収賄などにより逮捕又は公訴された。 - 一括下請や技術者の専任違反等の建設業法に違反する事実が判明した。 - 入国管理法に違反する外国人の不法就労者が判明し、送																						

考査項目別運用表

(検 査 員)					
考 査 項 目	細 別	a	b	c	e
2 . 施工状況	. 施工管理	優れている	やや優れている	他の評価に該当しない	やや劣っている
		●評価対象項目 ○ × 対象外 ☐ ☐ ☐ 契約書第 18 条第 1 項第 1 号～ 5 号に基づく設計図書の照査を行っていることが確認できる。 ☐ ☐ ☐ 施工計画書が工事着手前に提出され、所定の項目が記載されているとともに、設計図書の内容及び現場条件を反映したものとなっていることが確認できる。 ☐ ☐ ☐ 工事期間を通じて、施工計画書の記載内容と現場施工方法が一致していることが確認できる。 ☐ ☐ ☐ 現場条件又は計画内容に変更が生じた場合は、その都度当該工事着手前に変更施工計画書を提出していることが確認できる。 ☐ ☐ ☐ 工事材料の品質に影響が無いよう工事材料を保管していることが確認できる。 ☐ ☐ ☐ 立会確認の手続きを事前に行っていることが確認できる。 ☐ ☐ ☐ 建設副産物の再利用等への取り組みを行っていることが確認できる。 ☐ ☐ ☐ 施工体制台帳及び施工体系図を法令等に沿った内容で適確に整備していることが確認できる。 ☐ ☐ ☐ 現場代理人・監理（主任）技術者が施工計画や工事工程を把握し、出来形・品質管理等の施工管理、資料作成・整理に主体的に関わっていることが確認できる。 ☐ ☐ ☐ 過積載防止の取り組みを行っていることが確認できる。 ☐ ☐ ☐ 建設業退職金共済証紙が適切に配布され管理されていることが確認できる。 ☐ ☐ ☐ 工事の関係書類を不足なく簡潔に整理していることが確認できる。 ☐ ☐ ☐ 社内の管理基準に基づき管理していることが確認できる。 ☐ ☐ ☐ 施設台帳等を整理していることが確認できる。 ☐ ☐ ☐ その他（理由：_____） ●判断基準 評価値が90%以上・・・・・・・・a 評価値が80%以上90%未満・・・・b 評価値が80%未満・・・・・・・・c 当該「評価対象項目」のうち、評価対象外の項目は削除する。 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。 評価値（ % ）			

考査項目別運用表

(検 査 員)

考 査 項 目	工 種	a	a ’	b	b ’	c	d	e
3 . 出来形及び出来ばえ . 出来形	土 木 工 事	☐ 出来形の測定が、必要な測定項目について所定の測定基準に基づき行われており、測定値が規格値を満足し、そのばらつきが規格値の概ね 5 0 % 以内で、下記の「評価対象項目」の 4 項目以上が該当する。	☐ 出来形の測定が、必要な測定項目について所定の測定基準に基づき行われており、測定値が規格値を満足し、そのばらつきが規格値の概ね 5 0 % 以内で、下記の「評価対象項目」の 3 項目以上が該当する。	☐ 出来形の測定が、必要な測定項目について所定の測定基準に基づき行われており、測定値が規格値を満足し、そのばらつきが規格値の概ね 8 0 % 以内で、下記の「評価対象項目」の 3 項目以上が該当する。	☐ 出来形の測定が、必要な測定項目について所定の測定基準に基づき行われており、測定値が規格値を満足し、そのばらつきが規格値の概ね 8 0 % 以内で、下記の「評価対象項目」の 2 項目以上が該当する。	☐ 出来形の測定が、必要な測定項目について所定の測定基準に基づき行われており、測定値が規格値を満足し、a ~ b ’ に該当しない。	☐ 出来形の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で指示を行い改善された。	☐ 出来形の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査職員が修補指示を行った。
		● 評価対象項目 ○ × 対象外 ☐ ☐ ☐ 出来形管理が容易に把握できるよう、出来形管理図及び出来形管理表を工夫していることが確認できる。 ☐ ☐ ☐ 社内の管理基準に基づき管理していることが確認できる。 ☐ ☐ ☐ 不可視部分の出来形が写真で確認できる。 ☐ ☐ ☐ 写真管理基準の管理項目を満足している。 ☐ ☐ ☐ 出来形管理基準が定められていない工種について、監督職員と協議の上で管理していることが確認できる。 ☐ ☐ ☐ その他 理由： 出来形は、工事全般を通じて評価するものとする。 出来形とは、設計図書に示された工事的物の形状及び寸法をいう。 出来形管理とは、「土木工事施工管理基準」の測定項目、測定基準及び規格値に基づき所定の出来形を確保する管理体系である。 出来形管理に係る打点数等を有する工事は、ばらつき判断を行う。 測定結果の打点数等が 10 点未満の場合、「概ね 50% 以内」を「50% 以内」に、「概ね 80% 以内」を「80% 以内」に読み替える。						
機 械 設 備 工 事		a						

考査項目別運用表

(検 査 員)							
考 査 項 目	工 種	a	a ’	b	b ’	c	e
3 . 出来形 及び 出来ばえ . 品質	☐ 港湾・海岸工事 (浚渫工)	優れている	b より優れている	やや優れている	c より優れている	他の評価に該当しない	
		● 評価対象項目 ○ × 対象外 ☐ ☐ ☐ 濁り防止等環境保全に十分注意して施工していることが確認できる。 ☐ ☐ ☐ 既設構造物に影響のないよう十分検討して施工されていることが確認できる。 ☐ ☐ ☐ 気象・海象を調査し、潮位、潮流、波浪等の状況を十分把握して施工されていることが確認できる。 ☐ ☐ ☐ 台風などの異常気象に備えて、施工前に避難場所の確保及び退避設備の対策を講じていることが確認できる ☐ ☐ ☐ 仕様書に定められた施工上の注意事項が守られていることが確認できる。 ☐ ☐ ☐ 作業現場の土質条件、海象条件、周辺海域の利用状況等を考慮して、効率的な作業が可能な作業船を選定していることが確認できる。 ☐ ☐ ☐ 土砂処分における運搬途中で漏出がないように施工していることが確認できる。 ☐ ☐ ☐ その他 理由： 該当項目が90%以上 a 該当項目が80%以上90%未満 a ’ 該当項目が70%以上80%未満 b 該当項目が60%以上70%未満 b ’ 該当項目が60%未満 c 当該「評価対象項目」のうち、評価対象外の項目は削除する。 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。 評価値 (%) = 該当項目数 () / 評価対象項目数 () なお、削除後の評価対象項目数が2項目以下の場合はc評価とする。					

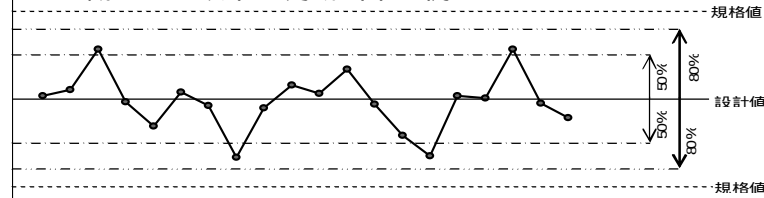
評定対象の工種には、工種名の前の「□

別紙 - 4

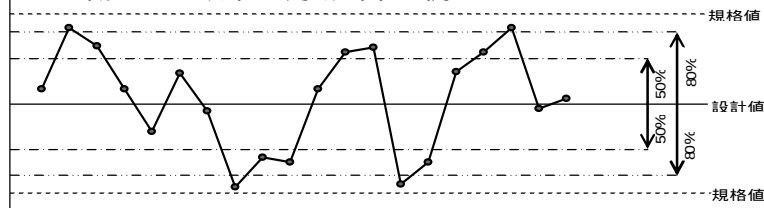
1 出来形及び品質のばらつきの考え方

〔管理図の場合〕

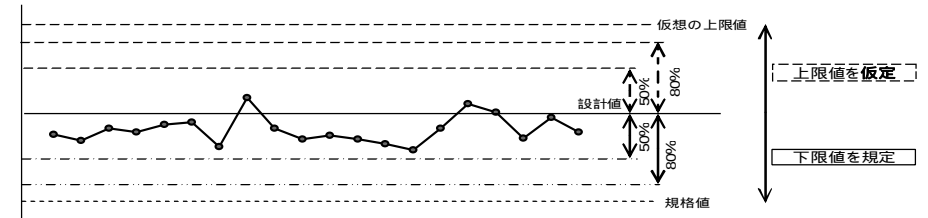
(上・下限値がある場合)
ばらつきが概ね 50%以下と判断出来る例



ばらつきが概ね 80%以下と判断出来る例

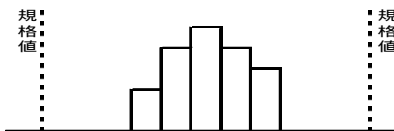


(下限値のみの場合)

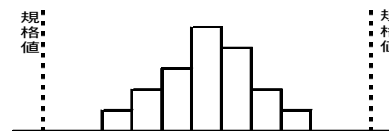


〔度数表またはヒストグラムの場合〕

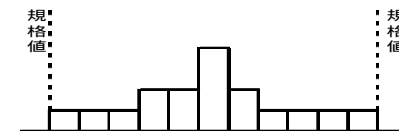
ばらつきが小さい



ばらついている



ばらつきが大きい



2 多工種複合工事の取扱い

- (1) 主たる工種で評価する。なお、主たる工種は設計額の最も大きいものとする。
- (2) 主たる工種の全体に占める割合が 70%に満たない場合は、原則として、次に割合の大きい工種を加えた 2 工種で評価を行う。
- (3) ただし、主たる工種に明確な優位性がある場合、第 2・

施工プロセス総括表

1. 工 事 名 :
2. 工 期 : 平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日

事務所名・課室名 :
点検者職・氏名 :

項目	種類	細別	点検内容	着手前 (/)	チェック時期 施工中 (平成 年度)													完成時 (/)	指示事項
					(4/)	(5/)	(6/)	(7/)	(8/)	(9/)	(10/)	(11/)	(12/)	(1/)	(2/)	(3/)			
1	施工体制一般	工事実績データ	◇ 事前に監督員の確認を受け、契約締結後等の10日以内に登録した。 (契約後、変更後、完成時)	適正															
				不適正															
				対象外															
		建設業許可	□ 下請負金額の合計が4,000万円（建築一式工事の場合は6,000万円）以上の場合は、当該業種の特定建設業許可を受けている。 (1回／3ヶ月)	適正															
				不適正															

項目	種類	細別	点検内容	チェック時期														指示事項	
				着手前	施工中（平成 年度）												完成時		
					(1 /)	(4 /)	(5 /)	(6 /)	(7 /)	(8 /)	(9 /)	(10/)	(11/)	(12/)	(1 /)	(2 /)	(3 /)		
1 施工体制	配置技術者等	専門技術者	○ 専門技術者を選任し、配置している。 (着手前、適宜)	適正															
				不適正															
				対象外															
		下請負業者の主任技術者	○ 末端の下請負業者まで、全て主任技術者を選任している。 (着手前、交代後)	適正															
				不適正															
				対象外															

項目	種類	細別	点検内容	チェック時期														指示事項	
				着手前	施工中（平成 年度）												完成時		
					(1 /)	(4 /)	(5 /)	(6 /)	(7 /)	(8 /)	(9 /)	(10/)	(11/)	(12/)	(1 /)	(2 /)	(3 /)		
2 施工 状況	安全 対策	安全活動	○ 新規入場者教育を実施した記録がある。 (適宜)	適正 不適正 対象外															
			○ 安全教育・訓練等を半日 / 月以上実施した記録がある。 (適宜)	適正 不適正 対象外															
			○ 安全巡視、TBM、KY等を実施した記録がある。 (適宜)	適正 不適正 対象外															
			○ 災害防止協議会等を設置し、活動記録がある。 (適宜)	適正 不適正 対象外															
			○ 店社パトロールを実施した記録がある。 (1 回 / 3 ヶ月)	適正 不適正 対象外															
			○ 過積																

